

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>
信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 852 号 2018 年 2 月 16 日発行

センター試験の業務に伴う手当および休日

【センター試験業務に伴う手当】

2018 年 1 月に実施されたセンター試験の業務に伴う手当は、2018 年 2 月に支給される給与で『特殊勤務手当』として担当した教職員に支給されます。このための予算は「試験監督者」、「実施担当者」などの経費として大学入試センターから大学に配分されています。前述の経費のうち、教員に支払われる分は試験場(松本試験場、飯田高等学校試験場、教育学部試験場、工学部試験場、農学部試験場、繊維学部試験場)に、職員に支払われる分は本部に、それぞれ配分(ここまでの配分方針は入試委員会です承済み)され、その後、各試験場および本部の方針(←この方針は組合では把握していません)によって担当した教職員に支給されます。そのため、同じ時間業務を担当しても試験場が異なれば支給額が異なることが予想されます。

大学入試センターは今年、試験監督者 1 人に対して 1 時間当たり ¥2,790 を配分(監督補助者のための経費は別途支給されています)しています。組合では、実際に担当した人に支給されている額の妥当性を検証したいと考えています。監督者が監督業務に携わった時間は、短く見積もって(監督要領記載の各教科の試験の「集合」から「答案引き渡し」までの時間)

	教科	監督業務に携わる時間	
1 日目 1月13日(土) 8時間35分	地歴公民	3時間10分(2科目)	2時間00分(1科目)
	国語	1時間55分	
	外国語	1時間55分(筆記)	1時間35分(リスニング)
2 日目 1月14日(日) 7時間40分	理科①	1時間45分	
	数学①	1時間35分	
	数学②	1時間35分	
	理科②	2時間45分(2科目)	1時間35分(1科目)

です。最も長い人で 16 時間 15 分となり、大学入試センターの配分額どおり支給されるなら ¥45,337.5 と見積もられます。受け持った試験室で、ある教科の受験者がいなかった場合でも、監督者はその時間を拘束されるため、1 日目を担当した人の手当は ¥23,947.5、2 日目を担当した人の手当は ¥21,390 と見積もられます。これらの額を目安として、ご自身の 2018 年 2 月の『特殊勤務手当』の額をご確認いただければ、ご自身の手当の妥当性を確認できます。

組合では、手当の妥当性を検証するために、監督業務に携わった方から『特殊勤務手当』の額を教えてくださいたいと考えています。各部局で組合役員から額を尋ねられると思いますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【代わりの休日】

労働基準法第 35 条は、『1 週間の間に少なくとも 1 日の休日』または、『4 週間の間に 4 日以上の日』を労働者に与えることを雇用者に課しています。この休日のことを「法定休日」と言います。1 日の労働時間が 8 時間以内で、かつ 1 週間の労働時間が 40 時間を超えないようにするためには日曜日だけが休日では足りないため、土曜日も休日(「法定外休日」と言います)となっています。教職員の休日および時間外労働の扱いは「[労働基準法](#)」、「[職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程](#)」、「[労使協定](#)」(労使協定は acsu にログインしないと閲覧できません)で決まっております、センター試験のための業務に伴う休日および時間外労働の扱いについても、これらによって事務職員、教員に対して決まっています。

事務職員

センター試験のための業務(臨時勤務)に携わる事務職員については、1 月のみ【1 箇月単位の変形労働

【時間制】となります。そのため1月の休日(法定休日と法定外休日)は、土曜日と日曜日および国民の祝日に限定されず、1週間の平均労働時間が40時間になるように確保されます。さらに、臨時勤務に携わった時間分の特別休暇が2018年1月～3月の間に付与されます。1週間の平均労働時間が40時間を超える場合は、時間外労働による割増賃金が発生しますが、変形労働時間制となったことで日曜日の勤務は休日労働ではなくなります。

教員

教員の法定休日は労使協定によって日曜日に設定されています。従って、2018年1月14日(法定休日)にセンター試験業務に携わった教員は、その代償として【振替休日】または【代休】を取得できます。【振替休日】を取得するには事前に申し出る必要があります、かつ振替えられるのは1月15日～1月19日(同一週)に限られます。【代休】は同一週に振替しなかった場合の休日です。教員の法定休日の労働に対する休日は、センター試験に限らず学会参加などの場合にも発生するため、事務職員とは異なり「信州大学教員・研究員等の勤務及び裁量労働制運用指針」で“教員が法定休日に働く場合は同一週に、同一週が困難であれば前後1週間の間に教員自身の判断で代替休日を取得するように部局長から求められる”と定められています。しかし今年のセンター試験の業務による教員の休日勤務の対応は各学部で異なり

理学部	1月14日に監督業務に携わった人のみに1月15日～1月19日に振替休日を取得するように連絡があった。(回答必須)
全学教育機構	連絡なし。
繊維学部	1月中に振替休日を取得するように言われた。
農学部	連絡なし。
教育学部	連絡なし。
工学部	1月13日のみ監督業務に携わった人は、1月9日～1月13日に振替休日を取得するように言われた。1月14日のみ、1月13,14日に監督業務に携わった人は、1月15日～1月19日に振替休日を取得するように言われた。

でした。理学部のやり方は大学の方針に沿っていますが、繊維学部は独自の方針です。工学部も1月13日については振替の必要がないため、その点は独自の方針になります。連絡のなかった3つの部局は、事務的にどのように処理しているのか不明ですが、【代休】を取得できます。【代休】は本人の判断で取得しなくても構わないため、【代休】を取得しなければ1月14日の賃金は通常賃金の135%になります。

そくほう849号(2018年1月17日発行)のアンケートは、全学的に理学部と同じ方針で振替休日の取得を促されているとして実施しましたが、部局によって異なっていたため、質問項目が実態に合っていないと感じた方が多数いたことと思います。アンケートの回答は2月11日の時点で16人(教員9人、教員以外7人)でした。回答者のうち、1月14日にセンター試験業務に携わった人の実際の休みの取得状況は、“4人が休み、8人が休まなかった、1人不明”でした。休んだ4人中、教員は1人です。代わりの休日の取得方法として1番に希望する方法は、“同一週に限らず振替休日を取得できる”が14人、“同一週に振替休日を取得できる”が1人、“休みは必要ない”が1人でした。自由記述欄への回答は少数でしたが、“実際に休むことが困難である”との訴えが2件、“休みではなく賃金で支払ってほしい”との訴えが2件、“臨時勤務となる業務の拡大”の訴えが1件、でした。

今回のアンケートは回答数が少なく、教職員の大多数の声を反映しているとは言えませんが、1月が多忙な時期であることは間違いなく、振替休日が機能しているとは言えないと考えています。また振替休日を聞かなかつた部局は、休日出勤に伴う割増賃金を支払っているのか疑問が残ります。現在、大学では「信州大学教員・研究員等の勤務及び裁量労働制運用指針」が改正される予定ということです。改正にあたっては、関係委員会などで審議されると思いますので、多くの教職員の声が反映されるよう、みなさまご注意いただきますようよろしくお願いいたします。

〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料

手数料

その場で**全額**
キャッシュバック

0円

コンビニATMでも使えます
【手数料は実質0円】フルキャッシュバック

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
 その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

長野ろうきん **検索**